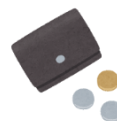


お住まいや生活に関するご相談を  
お考えの皆さまへ



## お金、住居など、生活にお困りの方へ 生活相談、仕事探しの相談対応を総合的に行います

ハローワークでは、離職などによりお住まいを喪失するおそれのある方や、生活に不安を抱える方のご相談、ご案内をしています。

### ご相談内容の例

1

家賃が支払えない、住むところがない…  
当面の生活資金がない…



**自治体の住居確保給付金や生活資金の貸付制度、食糧支援情報などをご紹介します※1**

2

すぐに新しい仕事を見つけられるか不安…



**月10万円**の生活支援の給付金と無料の職業訓練（就職に役立つ知識やスキルの習得）の受講ができる制度のご案内や、ご希望に応じたお仕事探しをお手伝いします※2

3

その他、ご不安やご希望に  
きめ細かく応じた相談対応を行います



- ※1 住居・生活支援に関する申請手続などは自治体で行うこととなります。また、制度の要件に該当しない場合などは対象とならないことにご留意ください。
- ※2 給付金の受給及び訓練受講には一定の要件があります。要件に該当しない場合などは対象とならないことにご留意ください。

### 問い合わせ

くわしい内容・窓口については、総合受付にお問い合わせください。

# 各種支援のご案内

2022年5月1日時点

支援内容	名称	概要	問い合わせ先
休業期間中賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ※令和4年6月末まで	中小企業で働く従業員（パート・アルバイト含む）に対して日額最大 <b>11,000円</b> を支給 <b>大企業で働く一部の従業員も対象に</b>	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター <b>0120-221-276</b> (受付時間: 平日8:30~20:00 休日: 8:30~17:15)
給付金を受給しながら職業訓練を受講する	求職者支援制度 職業訓練受講給付金 特例措置は令和5年3月31日まで	雇用保険を受給できない方に <b>月10万円の給付金</b> と <b>無料の職業訓練</b> の支援	住所地を管轄するハローワークまで
安定した仕事をしたいひとり親世帯の方々に	高等職業訓練促進給付金	訓練期間中に月額 <b>10万円</b> 、最長 <b>4年</b> 最短 <b>6か月</b> のデジタル分野等の民間資格等も対象に	お住いの都道府県・市区町村まで
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間: 令和4年8月31日まで	令和4年1月以降新規申請の方は最大 <b>80万円</b> (二人以上世帯)最大 <b>65万円</b> (単身世帯) 令和4年12月末以前に返済時期到来する予定の貸付について返済開始時期を <b>令和5年1月</b> に延長* ※令和4年4月以降の特例貸付新成分の返済開始時期は <b>令和6年1月</b>	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (受付時間: 土日祝日を除く9:00~17:00)
収入減で生活が苦しい ※緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯の方へ	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請期間: 令和4年8月31日まで	緊急小口資金及び総合支援資金(初回)を借り終えた/総合支援資金(再貸付)を借り終えた一定の世帯に対して単身世帯 <b>6万円</b> 、二人世帯 <b>8万円</b> 、三人以上世帯 <b>10万円</b> を <b>3か月間</b> 支給 初回支給に加えて <b>3か月間の再支給</b> も可能	コールセンター0120-46-8030 (受付時間: 土日祝日を除く9:00~17:00)
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間なし (3か月間再支給の申請は令和4年8月31日まで)	原則3か月、最長9か月家賃相当額を支援 支給が終了した方へ <b>3か月間再支給</b>	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (受付時間: 土日祝日を除く9:00~17:00)

セーフティーネット 住宅情報提供システム	新型コロナウイルス感染症の 拡大に係る住まいの確保	生活を支えるための 支援のご案内	フードバンク活動 団体一覧
			